

## 第5章

# 推進施策の方針

---

## 1 基本的な施策の推進

本計画の将来像，目標，基本方針に基づき，グリーンインフラと生物多様性に考慮し施策を推進するものとします。

### (1) 「豊かな水辺や斜面林，平地林などの緑を保全・活用する」施策

#### 1) 緑の骨格を強化する

本市の自然環境の基盤となっている緑について，その保全及び新たな緑の創出を図り，緑の骨格として強化します。

#### ① 河川の緑の保全と活用

市域を取り囲む三つの主要河川の利根川，鬼怒川，小貝川周辺の緑は，環境を支えている自然的な基盤であり，潤いや安らぎを与える重要なオープンスペースです。

川沿いの豊かで貴重な自然環境として連続した緑を持続的に確保するため，保存緑地として指定を推進します。

| No. | 施 策               |
|-----|-------------------|
| 1   | 保存緑地の保全と指定推進      |
| 2   | 保存樹林・保存樹木の指定推進    |
| 3   | 水辺のオープンスペースの維持・整備 |

#### ② 緑の都市軸づくり

常磐自動車道及び都市計画道路取手守谷線（国道 294 号），都市計画道路乙子北守谷線（常総ふれあい道路），つくばエクスプレスと並行して走る都市計画道路守谷・伊奈・谷和原線（都市軸道路）においては，街路樹の持つ多面的な機能を十分に発揮できるよう，既存の街路樹の適切な維持・保全を図ります。

また，新守谷駅周辺地区においては，良好な景観を創出するため，無電柱化などの整備を契機とし，花や緑による景観向上を図ります。

| No. | 施 策                  |
|-----|----------------------|
| 1   | 既存の街路樹の保全と適正な管理      |
| 2   | 沿道の民有地における花などによる緑化推進 |
| 3   | 花や緑による良好な道路景観の創出     |

## 2) 守谷らしい豊かな緑を守り育てる

斜面林や平地林・屋敷林・社寺林は、生活の中の身近な緑として里山景観を形づくっています。

これらの緑については、次世代へと継承していくよう保全と活用を図ります。

また、長い年月をかけて大木となった樹木は、大気中の温室効果ガスを固定する効果が高いため、これらを引き続き保全することで地球温暖化の防止にも貢献します。

### ① 斜面林の保全と活用

斜面林は、これからも残し生かしていくべき緑であり、守谷の原風景となっている地形的景観を形成していることから、適正な管理を行い、保存緑地としての指定を継続して推進します。

| No. | 施 策             |
|-----|-----------------|
| 1   | 保存緑地の保全と指定の推進   |
| 2   | 保存樹林・保存樹木の指定の推進 |

### ② 平地林・屋敷林などの保全と活用

平地林や屋敷林などは、生物の生息・生育環境として重要な緑であり、かつ守谷らしい緑の景観をつくり出している要素であることから、引き続き保全を図ります。市街地内の樹木については、特に既成市街地内での緑量確保において重要な役割を果たしていることから、保存樹林・保存樹木の指定を推進し重点的な保全に努めます。

また、地域のシンボルとなっている松並木・松林や独立樹も含め、これらの緑を大切に保全し、かつ活用していくに当たり、市民緑地制度などの活用も検討し、管理負担の軽減につなげ、将来にわたり豊かな緑を守り育てていきます。

さらに、間伐などの森林整備促進や森林の集積・集約化、森林・林業の普及活動・インターンシップなどの人材育成を検討します。

| No. | 施 策             |
|-----|-----------------|
| 1   | 保存緑地の保全と指定の推進   |
| 2   | 保存樹林・保存樹木の指定の推進 |
| 3   | 市民緑地制度などの活用の検討  |

### ③ 社寺林の保全と活用

本市には、豊かな樹林を有する多くの社寺があります。これらの緑は、まちの歴史を物語る貴重な資源であることから、保全を図るため、保存緑地や保存樹林・保存樹木としての指定を推進します。

| No. | 施 策            |
|-----|----------------|
| 1   | 保存緑地の保全        |
| 2   | 保存樹林・保存樹木の指定推進 |

#### ■市民緑地制度とは

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体または緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。

#### ●契約の内容

- ◇市民緑地契約の対象となる土地などの区域
- ◆市民緑地の保全や利用のために必要な施設整備に関する事項
- ◆緑化施設の整備に関する事項（人工地盤・建築物などの場合）
- ◆市民緑地の管理の方法に関する事項
- ◆市民緑地の管理期間
- ◆契約に違反した場合の措置
- ※◆については、必要に応じて定める。

#### ●締結のメリット

- ・地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。
- ・次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる。
  - 契約期間が20年以上などの要件に該当する場合、相続税が2割評価減となる。
  - 土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となる。
- ・一定の面積以上の市民緑地については、緑地の公開に必要な施設の整備が社会資本整備総合交付金の対象となる。

出典：国土交通省 HP を参考に作成

## (2) 「農地を適切に保全しながら有効に活用する」施策

## 1) 農地の適切な保全・活用を推進する

河川に近接する広大な農地については、生産性を維持しつつ良好な緑として維持保全を図ります。一方で集落地内の耕作放棄地など低利用な農地は利活用を図り、市街地内の農地については生産緑地としての維持保全を図ります。

## ① 大規模農用地の維持保全

低地や台地上に広がる大規模な農地は、良好な農作物の生産の場であるほか、環境保全や防災の面からも貴重です。このため、市街化調整区域に広がる農用地区域などの優良農地においては、引き続き農地の保全と農業施策の推進を図ります。

| No. | 施 策             |
|-----|-----------------|
| 1   | 農用地区域などの優良農地の保全 |
| 2   | 草花などの栽培         |
| 3   | 担い手などへの農地集積・集約化 |

## ② 集落地内農地の保全と活用

市街化調整区域内の農地において、耕作放棄地が増えることによる雑草や病害虫の発生などの周辺環境の悪化を抑制することが課題です。このため、市街化調整区域に点在する集落地内農地の保全、活用を推進し、里山景観を維持します。

| No. | 施 策                      |
|-----|--------------------------|
| 1   | 耕作放棄地となった谷津を活用した里山での体験学習 |
| 2   | 草花などの栽培                  |
| 3   | 担い手などへの農地集積・集約化          |

## ③ 市街地内農地の保全と活用

市街化区域における農地については、土地利用の状況を勘案し、特定生産緑地の指定の検討を行い、保全に努めます。さらに、オープンスペースや環境学習の場として活用していきます。また、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加抑制や地域活力の向上を目的としたマルシェなどのイベントの実施など生産者や市民による活動を支援します。

| No. | 施 策                         |
|-----|-----------------------------|
| 1   | 市街地内農地を活用した体験学習やイベントなどの活動支援 |
| 2   | 草花などの栽培                     |
| 3   | 特定生産緑地の指定の検討                |

### (3) 「彩り豊かでまちの魅力を高める緑の街並み・道筋をつくる」施策

#### 1) 身近な緑のオープンスペースの保全・活用を推進する

日常生活における憩いの場として、街区公園・近隣公園・地区公園などの都市公園や、その他の公園、緑のオープンスペースの管理・保全を推進します。

#### ① 身近な公園や緑地の保全と活用

公園及び都市緑地については、市街化区域内においておおむね適正に配置されていることから、これらの利用促進を図り、管理・保全を推進します。

市民生活総合支援アプリ「Morinfo」などを活用し、市民協働による効率的な公園の管理・保全を図ります。

また、市民農園については、利用者のニーズなどを踏まえ利用促進を図ります。

さらに、市民緑地制度などの導入を検討し、森林公園などにおいて公園整備負担を軽減するとともに、市民の憩いの場としての活用促進を図ります。

| No. | 施 策                                 |
|-----|-------------------------------------|
| 1   | 街区公園・近隣公園・地区公園・特殊公園などの都市公園の管理・保全の推進 |
| 2   | 地権者の協力による森林公園・憩いの森などの管理・保全          |
| 3   | 市民農園の管理・保全及び活用の推進                   |
| 4   | 市街地内道路における花植え・植樹などの推進               |

#### ② ニーズに応じた公園や緑地の充実

公園や緑地は、誰もが安全で快適に利用できる施設であることが望まれます。

このため、様々な用途や地域の特性、住民のニーズに配慮するとともに、高齢者や障がい者などあらゆる人が使いやすいユニバーサルデザインに配慮した「インクルーシブ公園」の整備・改善を図ります。

また、老朽化した遊具や大径木化した樹木などについては、安全を確保するための計画的な維持管理を実施します。

さらに、公募設置管理制度（Park-PFI）などの導入も検討しながら、民間活力を活用した緑やオープンスペースの維持管理などを推進します。

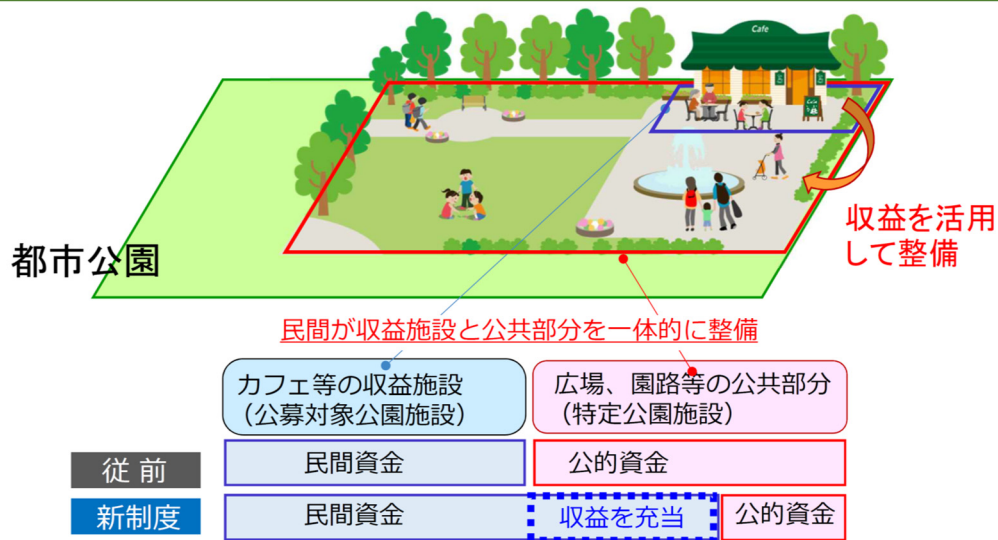
| No. | 施 策                 |
|-----|---------------------|
| 1   | 市民参加によるより良い公園づくりの推進 |
| 2   | 公園施設のバリアフリー化の推進     |
| 3   | 公園内施設の計画的な維持管理の実施   |

## ■公募設置管理制度（Park-PFI）とは

### ●公募設置管理制度（Park-PFI）の特徴

- 都市公園において飲食店、売店などの公園施設（公募対象公園施設）の設置または管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きです。
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用されます。

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと



### ●PFI と Park-PFI の特徴の違い

|         | PFI                                                | Park-PFI                                       |
|---------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 根拠法     | PFI 法                                              | 都市公園法                                          |
| 目的      | 民間資金などを活用した公共施設整備による低廉・良好なサービス提供                   | 民間資金などを活用した公園利用者の利便性の向上，公園管理者の財政負担の軽減          |
| 施設整備    | 公共負担<br>(サービス購入型が多い)                               | 独立採算（公募対象公園施設）<br>公共還元+公共負担<br>(特定公園施設)        |
| 公共コスト削減 | VFM（民間による効率的な整備によるコスト削減）<br>※包括発注，性能発注などによる民間の創意工夫 | 特定公園施設の整備による公共還元<br>※民間事業者による公園の価値を上げるような取組を促進 |
| 事業主体    | SPC※を設立                                            | 民間事業者<br>(SPC の設立は任意)                          |

※SPC とは、特別目的会社(Special Purpose Company)の略であり、金融機関や事業法人が保有する資産を証券化して資金調達することを目的として設立する法人のことである。

出典：国土交通省 HP を参考に作成

### ③ 学校を生かした緑の保全と活用

学校は子供たちが日常的に緑や生き物について考え、理解する学びの場としての役割が求められることから、学習農園や学校の森を活用した環境学習などを推進します。

また、学校内の植栽は街並みにおける身近な緑であることから、学校内の緑の積極的な活用と保全・管理を推進します。具体的には、接道部の柵などの位置の工夫により、周辺の道路と一体となった緑の空間を創出します。

さらに、子供たちによる学校の花壇づくりなど、潤いのある学習の場づくりを推進します。

| No. | 施 策                |
|-----|--------------------|
| 1   | 学習農園や学校の森などの利活用の促進 |
| 2   | 道路と一体となった緑の空間の創出   |
| 3   | 学校内の緑の維持・管理        |
| 4   | 子供たちによる花壇づくり       |

### 2) 緑が香る街並みをつくる

緑豊かなまちをつくるためには、緑の確保と緑の質の向上が重要です。

身近な公共公益施設においては、温室効果ガスの吸収・固定効果の高い樹木の植栽などにより積極的に緑化を推進し、住宅地や工業地・商業地については、植樹に対する積極的な支援を検討し、市民や事業者の協力を促進します。

また、限られたスペースにおいても、壁面緑化や屋上緑化などの多様な手法を用いた立体的かつ効果的な緑化を推進します。

#### ① 公共公益施設の緑化推進

公共公益施設は、緑の街並みを形成していく上で先導的な役割を担っていますが、緑化が進んでいない施設もみられます。このため、公共公益施設において積極的な緑化を図るとともに、四季の移ろいを感じられる草花や樹木の植栽などにより、緑の街並みのモデルとなるよう努めます。

| No. | 施 策                |
|-----|--------------------|
| 1   | 既存の樹木・樹林の保全・活用     |
| 2   | 接道部における連続した緑化の推進   |
| 3   | 地域にふさわしい緑の維持・整備    |
| 4   | 花の彩りや香りを生かした街並みづくり |
| 5   | 壁面緑化・屋上緑化の推進       |

## ② 住宅地の緑化推進

計画的に整備された住宅地では、建築協定や街づくり協定、地区計画などにより緑豊かな街並みが形成されていることから、今後も良好な緑の維持・充実を図ります。

また、温室効果ガスの吸収や固定の効果が特に高い樹木の植栽に対する支援の検討や、苗木・種の配布などにより、市民協働による更なる緑化を推進します。

| No. | 施 策                     |
|-----|-------------------------|
| 1   | 地区計画による緑化率の指定           |
| 2   | 緑化協定(条例による)・緑地協定などの締結促進 |
| 3   | 街づくり協定などの維持             |
| 4   | 植樹に対する支援の検討             |
| 5   | 接道部における生垣緑化などに対する支援の検討  |
| 6   | 苗木・種の配布                 |
| 7   | 花の彩りや香りを生かした街並みづくり      |
| 8   | 適正な管理による緑の質の維持          |

## ③ 工業地・商業地の緑化推進

工業団地や商店街、沿道の商業・業務施設などにおいては、周辺の住宅地との調和を図るため、温室効果ガスの吸収や固定の効果が特に高い樹木の植栽に対する支援を検討し、カーボン・オフセットの取組を推進します。

また、限られたスペースにおいても、壁面緑化や屋上緑化などの多様な手法を用いた立体的かつ効果的な緑化を推進します。

| No. | 施 策                    |
|-----|------------------------|
| 1   | 植樹に対する支援の検討            |
| 2   | 接道部における生垣緑化などに対する支援の検討 |
| 3   | 花の彩りや香りを生かした街並みづくり     |
| 4   | 壁面緑化・屋上緑化に対する支援の検討     |
| 5   | 樹木などの維持管理の充実           |
| 6   | 苗木・種の配布                |

#### ④ 緑化指導の充実

建築行為や開発行為に際して、緑化の推進や十分な公園や緑地の確保がなされるよう、事前協議において丁寧な指導や助言の強化を図ります。

また、守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例により指定した緑化協定及び緑地協定のエリアにおいて、緑化の推進を促進します。

| No. | 施 策                     |
|-----|-------------------------|
| 1   | 緑化協定・緑地協定などの維持          |
| 2   | 取り決め・ルールによる一体的なまちづくりの誘導 |

#### ■カーボン・オフセットとは

カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができない CO<sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

また、カーボン・オフセットに用いる温室効果ガスの排出削減量・吸収量を、信頼性のあるものとするため、国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「オフセット・クレジット（J-V E R）制度」を平成 20(2008)年 11 月に創設し、平成 25(2013)年度からは、J-V E R 制度及び国内クレジット制度が発展的に統合した J-クレジット制度が開始しました。



出典：環境省 HP を参考に作成

### 3) 緑にふれあう道筋をつくる

緑豊かな道は、歩く楽しみや快適さを提供するだけでなく、緑がつながることによる生物の生息・生育環境の充実や人の活動や交流の活性化が期待されます。このような公園や緑地をはじめとする市内の緑をつなぐ街路樹の保全・管理、河川・水路の緑化、遊歩道などの整備を推進します。

#### ① 街路・駅前の緑化推進

都市計画道路を中心とした街路緑化の推進と街路樹の計画的な維持・保全に努めます。駅周辺はまちの玄関口であることから、それにふさわしい緑の表情づくりを推進します。

また、道路空間の快適性を高めるため、新守谷駅周辺地区において透水性舗装などによる路面の地下浸透を促進するとともに、区画整理事業実施の際には電線類の地中化による景観向上と空間利用の促進を図ります。

| No. | 施 策                  |
|-----|----------------------|
| 1   | 十分な幅員を持つ歩道と植樹帯の整備    |
| 2   | 透水性舗装などによる路面の地下浸透の促進 |
| 3   | 電線類の地中化の推進による景観向上    |
| 4   | 地域の特性を生かした緑の道づくり     |
| 5   | 植栽の計画的な維持・管理の推進      |

#### ② 水路の緑化推進

身近な河川や水路において、多様な生物のすみかとなり潤いある水辺空間となるよう、植物の植栽などにより緑化を推進します。

| No. | 施 策                |
|-----|--------------------|
| 1   | 生き物の生息に配慮した水辺環境の創出 |
| 2   | 歩きやすい遊歩道の保全・管理     |
| 3   | 水辺に適した植物の植栽        |

### ③ 遊歩道の整備

誰もが安全で快適に利用でき、緑にふれあい楽しむことができるよう、遊歩道の整備と適正な維持管理を図ります。

| No. | 施 策                     |
|-----|-------------------------|
| 1   | バリアフリー化による安全で快適に歩ける道づくり |
| 2   | 道路と沿道の緑化推進              |
| 3   | 松並木の保全と育成               |
| 4   | 植栽の計画的な維持・管理の推進         |

### ④ 高速道路周辺の緑化推進

本市の区域を主に掘割構造によって南北に貫いている常磐自動車道においては、遮音壁の圧迫感を和らげ緑豊かな景観を確保するための植樹帯の維持・整備とともに、沿道の樹林の保全に努め、道路の騒音、粉じん、振動などから環境を守る緑として育成を図ります。

また常磐自動車道守谷サービスエリア周辺において、将来予定しているスマートインターチェンジの整備に伴い、周辺の保存緑地を保全し、緑のゲートとしての景観を形成します。

| No. | 施 策            |
|-----|----------------|
| 1   | 花を生かした表情づくり    |
| 2   | 植樹帯の整備         |
| 3   | 保存緑地・保存樹林の指定推進 |
| 4   | 樹木の維持管理の充実     |

#### (4) 「多様な生物の生息・生育環境を守り創出する」施策

##### 1) 多様な生物が生息・生育する緑を育てる

私たちは日々、生物の多様性の恩恵を受けて生活していますが、人間活動の発展と拡大が地域規模での生物多様性の減少を招いています。

生物多様性を確保していくためには、都市における緑地の量の確保に加え、動植物の生息・生育環境を改善するなど、緑地の質の向上を図り、里山の環境を維持していく必要があります。

##### ① エコロジカル・ネットワークの形成

優れた自然条件を有する守谷野鳥のみちや稲戸井調節池、守谷市役所周辺、その他農地などを、生物多様性の拠点（コアエリア）として位置付けつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を河川や緑道などの生態的回廊（コリドー）で相互連結させ、多様性のある緑をつなぐエコロジカル・ネットワークを形成します。

また、エコロジカル・ネットワークの取組を進めていくと、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の緩和、延焼防止などの防災効果、自然資源の確保、レクリエーションの機会の増加など、様々な効果が期待されます。

| No. | 施 策                    |
|-----|------------------------|
| 1   | 生物多様性の拠点（コアエリア）の指定及び保全 |
| 2   | 生態的回廊（コリドー）の配置及び保全     |

##### ② 緑地の保全と活用

生物多様性を持続的に確保するため、多様な生物の生息地となる緑の保全を推進し、質の向上を図り、多様な生物が生息・生育可能な緑の確保を図ります。

また、エコロジカル・ネットワーク形成に向け、生態的回廊（コリドー）として活用可能な緑地の保全及び活用を図ります。

| No. | 施 策             |
|-----|-----------------|
| 1   | 公園及びその他緑地の保全・活用 |
| 2   | 保存緑地の保全及び指定推進   |
| 3   | 農用地の保全・活用       |
| 4   | 耕作放棄地の有効活用      |
| 5   | 谷津環境の保全・再生      |

### ③ 希少生物の保護と保全

希少生物の保全は、生物多様性地域戦略において重要な課題です。絶滅のおそれのある野生生物の生息状況について、環境省版レッドリストに対応した『茨城県版レッドリスト』を活用し、市民や事業者などへ周知を図るとともに、絶滅のおそれのある野生生物の保全の重要性について啓発してまいります。

また、希少生物の保全のための研究や活動について支援します。

| No. | 施 策              |
|-----|------------------|
| 1   | 希少生物の生息状況の周知     |
| 2   | 希少生物に関する研究・活動の支援 |

### ④ 野生鳥獣の保護と管理

野生鳥獣は、人間活動が原因で個体数や分布域が変化する可能性があるため、これらの野生鳥獣については注意深く管理する必要があります。鳥獣保護管理法に基づき、茨城県により指定された鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域などにおいて、法の遵守を徹底するよう周知を図ります。

また、狩猟を行うには、狩猟免許を取得した上で、狩猟者登録し狩猟可能区域や期間など法令で定められた制限を遵守する必要があるため、これらを広く周知し法を遵守するよう指導します。

| No. | 施 策                        |
|-----|----------------------------|
| 1   | 鳥獣保護区など鳥獣保護管理法の周知及び法令遵守の指導 |
| 2   | 狩猟者へ法令遵守の指導                |

### ⑤ 外来生物の侵入防止と根絶・抑制

外来生物の侵入は、生態系や在来生物のみならず人間や農林水産業まで幅広く悪影響を及ぼすため、外来生物に関する意識啓発を図り、外来生物の侵入防止と根絶・抑制を行います。

また、外来種による被害を防止するための被害予防の三原則を引き続き啓発し、在来生物を守り、生物の多様性を維持します。

| No. | 施 策                         |
|-----|-----------------------------|
| 1   | 外来生物に関する意識啓発                |
| 2   | 外来種による被害を防止するための被害予防の三原則の啓発 |

#### ■被害予防の三原則

外来種による被害を防止するための被害予防の三原則として

1. 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
2. 飼っている外来生物を野外に捨てない
3. 野外にすでにいる外来生物を他地域に拡げない

この三原則を啓発し、在来種を守り、生物の多様性を維持するようにしましょう。

出典：守谷市 HP

(5) 「防災・減災に役立つ緑を確保する」施策

1) 身近な緑の防災性を高める

近年頻発する自然災害などへの対策として、市街地に近接した公園や緑地などの防災機能を強化し、防災・減災に役立つ緑の確保に努めます。

① 公園や緑地の防災機能の充実

市街地内の公園や緑地において、災害発生時に活用可能となるように、防災に配慮した整備や、バリアフリー化などを推進します。

| No. | 施 策                        |
|-----|----------------------------|
| 1   | 防災に配慮した整備(防災備蓄倉庫、貯水槽などの整備) |
| 2   | 公園、緑地におけるバリアフリー化の推進        |

② 身近な緑の防災機能の強化

一定の連続性を持って植栽された樹木は、地震などの災害発生時の火災延焼防止や建物倒壊防止など安全性の確保に大切な役割を果たすことから、街路樹の整備、保全を推進します。

また、道路や広場、オープンスペースと一体化した街路樹は火災発生時の避難誘導にも大きな役割を果たすため、新規整備の際は併設配植も検討します。

一方で、街路樹の大径木化により台風や地震時に倒伏による二次被害も懸念されるため、高木の計画的な維持管理や更新も検討します。

| No. | 施 策                      |
|-----|--------------------------|
| 1   | 街路樹の保全・管理                |
| 2   | 道路やその他緑地、オープンスペースなどの緑化推進 |

③ 身近な緑で災害時の避難場所の確保

近年頻発する自然災害などの発生時の避難場所の確保を積極的に進めます。

| No. | 施 策              |
|-----|------------------|
| 1   | 災害時避難場所の整備、保全・活用 |

## (6) 「緑が輝くまちづくりを進める」施策

## 1) 緑を大切にする意識を育てる

緑のまちづくりを進めるためには、一人一人が緑の重要性やその多機能性を認識し、緑を守ることに加え、活用することで次世代につないでいくよう、愛着を持つことが基本です。このため、暮らしの様々な場面において、緑を守り育てる意識を醸成するきっかけづくりや支援を行います。

## ① 緑の広報活動の推進と強化

本市の地域特性や歴史的特性に根付いた特徴ある緑をグリーンインフラとして意識づけ、知識を深めるきっかけとなる普及活動を推進します。また、緑に関する市の施策や市民活動の紹介など、緑に関する興味を高める上で有益な情報の提供や知識の普及を、様々な方法や場を通して推進します。

| No. | 施 策                  |
|-----|----------------------|
| 1   | グリーンインフラの普及と推進       |
| 2   | 広報やホームページを活用した情報の発信  |
| 3   | 市の木「松」と市の花「山百合」の普及   |
| 4   | 優れた緑を紹介するガイドブックなどの発行 |

## ② 緑のイベントの開催

市民と市がともに緑や生物多様性、グリーンインフラについて考え親しみや理解を深める機会として、守谷城址公園・守谷野鳥のみちや稲戸井調節池などの緑の場を活用し、緑に関するイベントなどを開催します。また、守谷市市民生活総合支援アプリ「Morinfo」を活用した Moriya いきもの調査隊による市民参加のイベント開催などを支援します。

| No. | 施 策                      |
|-----|--------------------------|
| 1   | 緑に関する講演会・シンポジウムなどの開催     |
| 2   | 苗木・種の配布                  |
| 3   | Moriya いきもの調査隊による環境学習の実施 |

## ③ 緑のまちづくりに貢献した活動の表彰

緑を守り育てる活動を促進し継続していくために、Moriya いきものコンテストのような、緑のまちづくりに貢献した個人や団体などを表彰する制度の創設を検討します。

| No. | 施 策                       |
|-----|---------------------------|
| 1   | 緑の街並みづくりなどに対する表彰          |
| 2   | 緑の保全に協力した地権者に対する表彰        |
| 3   | 緑のコンクールの開催(ガーデニングコンクールなど) |

## 2) 緑を学び、緑を育てる地域振興活動を広げる

緑を通じて自然の大切さを呼びかけ、緑に関わる自主的な活動を行っている個人や事業者、団体の支援を行うとともに、人材の育成を図ります。

### ① 緑を学ぶプログラムづくり

自然や緑への理解を深め、緑に配慮した行動を促進していくために、本市の特徴ある緑や水辺の環境を生かし、環境学習の場と機会の提供に努めます。

| No. | 施 策                    |
|-----|------------------------|
| 1   | 地域や学校と連帯した環境学習プログラムの整備 |
| 2   | 緑をフィールドとした自然観察講座などの開催  |

### ② 緑を守り、つくり、育てる活動の推進

緑を守り、つくり、育てる市民の自主的な活動を促進するために、公園等里親事業の活用などによる緑の保全・創出に参加できる場づくりとともに、人材や団体の育成に努めます。

また、グリーンインフラの推進や守谷市市民生活総合支援アプリ「Morinfo」の活用などによるスマートシティモデル事業を活用し、国土交通省の協力を得ながら官民連携による持続可能なまちづくりを推進します。

| No. | 施 策               |
|-----|-------------------|
| 1   | 公園の樹木や街路樹の里親制度の推進 |
| 2   | 花のある道づくりの推進       |
| 3   | 市民による樹林地の維持管理の実施  |
| 4   | 緑のボランティアの組織づくりと育成 |
| 5   | 市民の交流の場づくり        |
| 6   | 市民の自主的な活動の支援      |

### 3) 緑のまちづくりを支える仕組みを充実する

グリーンインフラの考え方に基づいた緑豊かなまちづくりを計画的・総合的に推進するためには、それを支える体制や仕組みを充実していくことが望まれます。このため、庁内における推進体制の強化や制度の充実に努めます。

#### ① 緑のまちづくりの体制づくり

庁内において、緑のまちづくりを総合的に推進するため、関連各課の連携や、「もりやグリーンインフラ推進協議会」との連携を強化し、グリーンインフラに関する活動や情報発信を推進するとともに、専門家の活用や人材の育成などの強化を図ります。

| No. | 施 策                  |
|-----|----------------------|
| 1   | 景観審議会との連携            |
| 2   | 庁内における協議体制の強化        |
| 3   | 緑のアドバイザー制度の検討        |
| 4   | 緑に関する技術的な支援などの実施     |
| 5   | 緑のまちづくりに関する講座などの開設   |
| 6   | 市民による緑の推進委員制度などの検討   |
| 7   | 市民が意見を提案することができる場づくり |

#### ② 緑のまちづくり制度の充実

緑のまちづくりに関する市民活動については引き続き助成を行い、保存緑地の保全については所有者への助成金や借地料の見直しや管理費補助の検討により、市民や事業者との連携によるグリーンインフラ推進のための制度の充実に努めます。

| No. | 施 策                 |
|-----|---------------------|
| 1   | 緑のまちづくりに関する活動助成     |
| 2   | 保存緑地の買い取りによる公有地化の推進 |
| 3   | 保存緑地の助成金や借地料の見直しの検討 |
| 4   | 保存緑地の管理費の一部補助の検討    |
| 5   | 緑化基金の充実やトラストの創設     |

#### ③ 緑のリサイクルの推進

緑の維持管理によって発生する間伐材などの再利用を図り、身近な花や緑を育てるための利用に努めます。また、不要になった樹木について、公共公益施設や希望者によるリサイクルを推進します。

| No. | 施 策                   |
|-----|-----------------------|
| 1   | 間伐材のチップ化などの推進         |
| 2   | 植物のリサイクルに向けた情報提供や場づくり |

